

審 査 基 準

A - c - 7

平成 29 年 4 月 1 日作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 拠 条 項 : 第 28 条第 5 項
処 分 の 概 要 : 質契約の終了行為を行う場所の承認
原権者 (委任先) : 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め : 質屋営業法第 4 条第 2 項、第 3 項 (営業内容の変更) 第 9 条 (許可証の返納) 第 28 条第 1 項、第 2 項、第 3 項 (質置主の保護) 質屋営業法施行規則第 1 条 (申請及び届出の一般的手続) 第 6 条 (廃業の届出) 第 10 条 (死亡の届出) 第 14 条の 2 (許可証の返納)
審 査 基 準 : 質契約を終了させるために必要な行為を行う場所が、質置主の保護の観点から不 適当でないと認められる場所であるときに承認する。
標 準 処 理 期 間 : 25 日
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 い 合 わ せ 先 : 愛知県警察本部生活安全部保安課営業係 (電話 052-951-1611 内線 3183)
備 考 :